



Contents

1. 社長室から、こんど~です
2. 経営まめ知識：『ポジティブ心理資本について』
3. いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発……………財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)エイビスアソシエイツ……………記帳代行、給与計算 <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)船井財産コンサルタンツ熊本…企業再生、相続、不動産 <http://www.fzc-souzoku.com>
- ◆(株)アップワード エスト保険 ……生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション……………居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング……………商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・今井税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所
社会保険労務士あきおか事務所・村上司法書士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

社長室から、こんど～です

桜の花も満開となりいい季節になってきました。
わたしもお隣の中央病院さんのお花を十分満喫しました。
桜には日本の心があるような気がします。



さて、今月は**年金**についてです。
年金支給の年齢が段階的に引き上げられて**2025年には65歳支給**になります。年金支給年齢が引き上げられれば、当然60歳定年となり、退職後年金をもらうまでの5年間の生活費をどうするかと言う事になります。そこで企業は定年の引き上げ、定年の廃止、継続雇用の導入を国により義務付けられます。

今までは、60歳過ぎても再雇用の時に年金があるから、安い給料でベテランの人を雇用することが出来ました。（定年後の給与は、給料、年金、高齢者雇用継続給付金、を使い設定することができました。）また、企業にとって必要ないと思う人は、労使協定で再雇用を拒否することができます。しかし、来年度以降再雇用されなかった人は、無収入になります。貯蓄のある人は別ですが、今の現状で5年間生活できるほど貯蓄のある人は、そうたくさんはいません。

企業は、今まで年金分の給与が低く設定できたのが出来なくなります。また社会保険の会社負担部分も減らないことになります。社会保険の会社負担部分は業種によっては、今でも会社の資金繰りに大きく影響を及ぼし、消費税と同様に延滞の額が増えています。また、高齢者の雇用が伸びれば、学卒の就職先も狭き門となってきます。現状でも、大卒者のうち就職できているのは、6割くらいではないでしょうか？特に熊本では厳しいようです。

経営者としては、社会保険料の負担の重さが気になり、個人としては、いったい年金はいつからいくら、もらえるのだろうかとネットで調べたりしています。また、顧問先さんの中には、社会保険にまだ加入していない先もありますが、いろいろなところから（国から委託された民間の機関から社会保険への加入を催促される）、社会保険へ加入してくださいと、言ってくるというご相談があります。私個人としては、よく負担分を計算し資金繰り表を作って経営者の方に、見ていただいております。経営者も入りたい気持ちはやまやまですが、会社が倒産してはどうにもならない、というのが現状ですので、安易に加入はおすすめできないのが本音です。充分、考えて、検討されるようお願いしております。



また、社員のためにと年金基金にまで加入していた会社も**A I J**のような所に預けて**大きな損失**を抱えたしまった企業さんもあります。年金については**財源不足を消費税増税で賄う**、これもまた国民の負担は大きい。払った分だけでも全額いただけるのであれば、これも仕方ないかもしれませんが、払った分も貰えないのに、さらに他人の年金を税金で負担するなんて、嫌だと思っるのは当然でしょうが、**日本の現実**です。

日本にいる限り年金も、消費税も、みな条件は一緒ですが、自分の生活は自分で守るしかありません。企業は業績を伸ばして、経費を節約して、現状を維持していくしかありません。

最近事業を**海外ヘシフト**していくのも多くなってきました。それも一つの手段です、皆様考えて見られてはいかがでしょうか？大成グループでは、ベトナム進出企業の起業支援等を行っています。ぜひお問い合わせください。ありがとうございました。

（株大成経営開発社長 近藤 記）



社長ブログ: 近藤社長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！

<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『ポジティブ心理資本について』

いま熊本は、桜が満開です！！
東京・大阪よりのお客さんの関係で、久しぶりに熊本城へ行きました！！ひとひと人で外国人観光客も多く賑わっていました！！今年も新年度で景気良くバリバリ行きましょう！！



現在は、就活大学生にとり氷河期みたいですよ！！企業は、**ポジティブ心理資本**を備えた大学生を求めているそうです。また、社員に対しても**ポジティブ心理資本**を持つように**教育を始めている**みたいです。

バブル崩壊後20年余りが経ちました。右肩上がりの時代から、すっかり右肩下がりの時代になりました。**先進国の停滞とBRICsの成長**により世界経済などは、21世紀になり様変わりしました。**20世紀の成功モデルが完全に崩壊し**、21世紀は答えがない時代だと言われています。いままでの成功体験とモデルが、通用しない時代です。

この様なときに『**ポジティブ心理資本**』を備えた人財が、時代を切り拓き時代を創っていくそうです。私が思うに本人のポジティブさ故に、いつも夢と目的と目標を持ち前向きに考え行動できるので、時代を切り拓いていくのではないかと想います。これは顧問先のお客様を観て、その様に確信しています！！



また、答えがない時代だそうです！！イヤイヤ答えは、いつの時代もあると想います。右肩上がりの時代から、右肩下がりの時代になり世界が変わっただけです！！日本国内の内部環境変化と、世界経済という外部環境が同時に変化しただけです！！それにICT（情報通信技術）の影響で、**経営スタイルから、ライフスタイルまで変化進化中です！！**今日現在のスマートフォンの世界中での普及状況と、影響を観ればご理解いただけると想います！！

ポジティブ心理資本で行動しているエグゼクティブにとっては、時代が観えているのではないのでしょうか？内的要因としての日本の少子高齢化と人口減社会への突入！！外的要因としてのBRICsとNEXT11の台頭！！ICTの影響！！そして21世紀がアジアの時代である事！！

確かに不確実性が増し、変化のスピードが速くなりました！！21世紀は、日進月歩ではなく**秒進分歩の時代**みたいです。悪い意味だった朝令暮改も、いい意味の言葉になり当たり前となりました！！時代の要請より**ポジティブ心理で進化変化**していく事が、より重要な時代になったみたいです！！

桜の花見の時期みたいに1年中ポジティブ心理で生きられるか？困難な時代にこそ桜が必要なのではないでしょうか！！

来月は、『成功体験は捨てるな！！進化変化させ立ち止まるな！！』という事について、超ポジティブ心理でお話しさせていただきます。

みなさまのポジティブ心理に期待します！！

(熊本事務所にて)



会長ブログ: 自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-go.co.jp/blog>



いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「平成24年度 税制改正」

大增税時代への突入。

エコカー減税の3年延長や地球温暖化対策税（環境税）創設などを柱とした、2012年度税制改正関連法が30日、参院本会議で可決、成立しました。住宅を購入する際の贈与税などを軽減する一方、高所得者の控除縮小による増税も実施。改正内容の完全実施を反映した平年度ベースでは国税で年約3千億円の増税となる見通しです。

今月号は、**資金の贈与時における改正**の内容をご説明いたします。

《直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度》

制度の内容	新設・変更点	注意点
直系尊属である親・祖父母等が20歳以上の子・孫等に住宅資金を贈与した場合、1,000万円まで非課税。	段階的に縮小して適用期限を3年延長 平成24年は、1,000万円 平成25年は、700万円 平成26年は、500万円	東日本大震災の被災者の場合は、1,000万円のまま 被災者以外の場合、住宅面積が240㎡以下
一定の省エネ性、耐震性を満たす住宅の場合は非課税枠を拡大する制度を新設	平成24年は、1,500万円 平成25年は、1,200万円 平成26年は、1,000万円	東日本大震災の被災者の場合は、1,500万円のまま

《相続時精算課税制度》

制度の内容	新設・変更点	注意点
65歳以上の親から20歳以上の子への贈与について、2,500万円まで非課税とし、相続時に精算する。	新設・変更点なし	
住宅取得等資金の贈与の特例 一定の住宅用の取得資金の場合は、親の年齢制限を受けない。	摘要期限を3年間延長	

大增税時代への突入と言っておきながら、軽減する改正点を掲載してしまいましたが、“廃止しなかった”という程度です。

ここには、書いていない、住宅ローン控除の省エネ住宅の控除額の上限の拡大する制度の新設も含めて“住宅を建てて税金の優遇を受けるなら 今”でしょう。それも“性能の良い”ちなみに国土交通省によると、2010年に、約7万1,000千人がこの贈与の特例を利用したそうです。



岡村 泰

編集後記：4月ですね、事務所の窓からきれいな桜が見えます。ここ2、3日の強風によって桜が散らないか心配でしたが大丈夫そうです。

さて、新年度が始まり、私も初めて編集後記を書かせていただきました。文才力のない私が上手に書けるかドキドキですが、頑張ります、来月もよろしくお願ひします